

平成 29 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について (通知)

肝炎対策の推進については、平成 19 年 1 月 26 日付け全国 C 型肝炎対策医療懇談会報告書「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」(以下「診療体制ガイドライン」という。)を踏まえ、「肝疾患診療体制の整備について」(平成 19 年 4 月 19 日健発第 0419001 号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。)において、肝疾患診療の基本的あり方、肝疾患に関する専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)の機能等を示し、地域の肝疾患診療体制の整備を図ってきた。

診療体制ガイドラインで示された肝疾患診療ネットワーク整備の方針は、今後も基本的に維持すべきものと考えられるが、一方で、旧通知の発出後、肝炎対策基本法(平成 21 年法律第 97 号)及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成 23 年厚生労働省告示第 160 号)が定められ、肝炎対策の充実が図られるとともに、新たな治療法の開発などにより、肝疾患診療を取り巻く環境も変化してきている。

このような状況を受けて、平成 28 年 6 月 30 日付けで改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成 28 年厚生労働省告示第 278 号。以下「基本指針」という。)に基づき、肝疾患に係る地域の医療水準のより一層の向上を図る観点から、肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備についての考え方を下記のとおりお示しますので、各都道府県においては、下記の点を踏まえ、地域の実情に応じた肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の確保と質の向上を図っていただくようお願いする。

なお、旧通知は、本日付けで廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添える。

記

1 肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制に関する基本的な考え方

肝炎ウイルス検査で発見された肝炎患者を適切な医療に結びつけることは極めて重要であり、住んでいる地域にかかわらず、良質かつ適切な肝炎医療を受けられるようにするため、各都道府県においては、拠点病院等と連携して、以下の取組を推進する。

(1) 目標や指標の設定

基本指針では、「肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすこと」を肝炎対策全体の目標とし、「肝がんのり患率をできるだけ減少させること」を指標として掲げている。肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備にあたっては、これらの目標や指標の達成を目指すものとする。

また、各都道府県においては、管内市区町村、拠点病院などの医療関係者、肝炎患者その他の関係者と協議の上、地域の実情に応じたより具体的な目標や指標を設定するとともに、定期的実施状況を把握し、評価及び見直しを実施する。

(2) 受検、受診、受療とフォローアップが円滑に繋がる体制づくり

「肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす」という目標を達成するためには、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと（受検）、検査で陽性となった者が速やかに専門医療機関を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要である。また、行政や医療機関が、陽性者や患者の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。

このため、都道府県や市区町村が保健所や委託した医療機関で実施する肝炎ウイルス検査、さらに職域における肝炎ウイルス検査の普及を図り、これらの検査で陽性となった者を早期の受診に繋げる。また、医療機関で治療等や出産の前に行われる肝炎ウイルス検査について、検査を実施した医療機関（の担当医師）は、その結果を本人に伝え、陽性の場合には専門医療機関等に紹介する。

このような取組を推進するため、各都道府県は、管内市区町村、拠点病院などの医療関係者、肝炎患者その他の関係者と協議の上、肝炎対策に関する計画に明記するなどして、適切な体制整備に努めるものとする。

(3) 患者本位の肝疾患診療の実現

肝疾患診療においても、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、医療は医療を受ける者の心身の状況に応じて行われ、医療を受ける者の意向を十分に尊重して提供されることが前提である。

肝炎に係る治療の選択肢が拡大する中、医療関係者との信頼関係の下で、患者が治療の効果やリスクなどについて十分な説明を受け、納得して治療を受けられることが重要である。このため、正確な病態の把握や治療方針の決定には肝炎に関する専門的な医療機関の関与が必要であり、かかりつけ医と専門医療機関等のそれぞれの役割に応じた連携を図っていくものとする。

また、肝炎の最新の治療法、医療費助成などの支援策、地域の専門医療機関などに関する情報が、日頃から肝炎患者やその家族に提供されるようにするため、肝臓病教室の開催、患者支援手帳を活用した情報提供等の取組を進める。

(4) 肝疾患診療の向上、均てん化

各都道府県において、良質かつ適切な肝炎医療を受けられるようにするためには、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図る必要がある。

このため、各都道府県においては、専門医療機関及び拠点病院を整備し、これらの機関を拠点として、かかりつけ医との連携の強化、地域の医療従事者の研修に取り組むなど、体制整備を進めていくものとする。

併せて、地域の実情を踏まえ、基本指針で言及している以下の内容に取り組むことが望ましい。

ア 都道府県等が設置し、管内市区町村、拠点病院などの医療関係者、肝炎患者その他の関係者で構成される肝炎対策協議会等を定期的を開催し、地域の肝疾患診療に関する課題の協議等を行うこと。

イ 専門医療機関や拠点病院、地域の医師会等が連携して、地域連携クリティカルパスの作成及び運用を行うなど、医療連携を促進すること。

ウ 肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を進めるとともに、医療機関、保健所や市区町村、事業所など様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーター相互の連携を促すこと。

エ 職域における肝炎患者への治療と仕事の両立などの支援を行うこと。

(5) 肝炎患者等への相談対応と適切な支援

基本指針を踏まえ、都道府県や拠点病院を中心として、肝炎患者等からの相談対応や肝臓病教室など適切な支援に取り組み、肝炎医療が円滑に行われるようにする。

2 専門医療機関について

(1) 専門医療機関は、以下の条件を満たすものとして、2次医療圏に少なくとも1か所以上確保することが望ましいこととする。

ア 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等。以下「肝臓専門医等」という。）による診断（活動期及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。

イ 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできること。

ウ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

(2) 専門医療機関を整備する場合には、地域の実情に応じ、各都道府県における整備方針及び選定条件を明確にするとともに、選定時のみならず以後も条件に適合しているかどうかを定期的に確認するものとする。

- (3) 専門医療機関に肝臓専門医等が必ずしも常駐できない場合は、拠点病院又は他の医療機関にいる肝臓専門医等による関与の下で診療が行われること、又は上記(1)アからウまでの専門医療機関の条件に合致するよう研修等の実施により対応を図ることとする。
- (4) 近年の肝炎医療の急速な進展を踏まえ、専門的な観点から、かかりつけ医への支援や連携を行うことが望ましいことより、診療体制ガイドラインの考え方を踏まえ、かかりつけ医、専門医療機関及び拠点病院の適切な診療連携と支援に取り組むものとする。
- (5) また、学会等の肝炎治療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていることに加え、肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つこと又は施設間連携により対応できる体制を有することが望ましい。

3 拠点病院について

- (1) 拠点病院は、上記2(1)アからウまでに掲げる条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関とする。

併せて、基本指針を踏まえ、都道府県、肝炎情報センター、医師会等と協力した上で、地域の肝炎対策を担うものとして、専門医療機関やかかりつけ医との連携などを行うとともに、肝疾患相談支援センターを設置して、肝炎患者等への支援を行うものとする。

ア 肝炎医療に関する情報の提供

イ 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供

ウ 医療従事者を対象とした研修や情報提供の実施

エ 肝炎患者やその家族、地域住民等に対する講演会の開催や相談等による支援

オ 専門医療機関等との協議の実施

また、上記アからオまでの機能のほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要である。

なお、拠点病院は、都道府県において、地域の実情に応じ、1か所以上選定するものとするが、複数の拠点病院を選定した都道府県においては、適切な連携等により全体として上記アからオまでの機能が果たされるようにする。

- (2) 上記(1)アからオまでの機能の内容については、「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」(平成23年3月31日制定)を踏まえ、実施が図られるようにする。

4 専門医療機関及び拠点病院の選定について

専門医療機関及び拠点病院については、各都道府県が設置している肝炎対策協議会で協議の上、選定することとする。

医療圏	拠点病院	中核専門	専門医療機関	番号	医療機関名	郵便番号	所在地	TEL	肝臓専門医数	日本消化器病学会専門医数	肝臓専門医数	肝炎医療コーディネーター数	
奈良	◎	○	1	奈良県総合医療センター	631-08581	奈良市七条西町2-897-5	0742-46-6001	3	5	4			
	◎	○	2	市立奈良病院	630-8305	奈良市東紀寺町1-50-1	0742-24-1251	2	9	27			
		○	3	済生会奈良病院	630-8145	奈良市八条4-643	0742-36-1881		1				
		○	4	高の原中央病院	631-0805	奈良市石京1-3-3	0742-71-1030	2	6				
		○	5	西奈良中央病院	631-0022	奈良市鶴舞西町1-15	0742-43-3333	3	6	4			
		○	6	鍛冶田クリニック	631-0001	奈良市北登美ヶ丘3-12-15	0742-52-3001		1				
		○	7	酒井内科医院	630-8141	奈良市南京終町1-193-5	0742-63-0701	1	1				
		○	8	竹谷内科医院	631-0078	奈良市富雄元町2-1-19奥川ビル2F	0742-45-2011		1				
		○	9	みやぎわ内科クリニック	631-0011	奈良市押熊町1141	0742-43-5508	1					
		○	10	やまね内科クリニック	631-0827	奈良市西大寺小坊町5-1	0742-53-7716		1				
		○	11	よねだ内科クリニック	631-0041	奈良市学園大和町6-1542-382	0742-48-7310	1	1				
		○	12	大倭病院	631-0042	奈良市大倭町5-5	0742-48-1515	1	2				
		○	13	西の京病院	630-8041	奈良市六条町102-1	0742-35-1121	1	2				
		○	14	つじもとクリニック	631-0036	奈良市学園北2-1-5 ローレルコート学園前レジデンス施設棟1F	0742-51-7000	1					
		○	15	帝塚山クリニック	631-0062	奈良市帝塚山1丁目1-33-101	0742-41-8833	1	1				
		○	16	奈良西部病院	631-0061	奈良市三碓町2143-1	0742-51-8700	1	2				
		○	17	清水内科医院	631-0806	奈良市朱雀4-1-26	0742-71-3599		1			新規	
西和	◎	○	1	大和郡山病院	639-1013	大和郡山市朝日町1-62	0743-53-1111	4	3	3			
	◎	○	2	近畿大学医学部奈良病院	630-0293	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880	7	10				
		○	3	豊原クリニック	639-1001	大和郡山市九条町188-2	0743-51-1048	1	1				
		○	4	かたに内科消化器内科	639-1007	大和郡山市南郡山町520-18大和郡山マインド21 2階	0743-85-5477	1	1				
		○	5	田北病院	639-1016	大和郡山市城南町2-13	0743-54-0112	1	1				
		○	6	白庭病院	630-0136	生駒市白庭台6-10-1	0743-70-0022	2	1				
		○	7	宇山内科クリニック	630-0213	生駒市東生駒2-207-120	0743-84-7149	1	1				
		○	8	石井クリニック	630-0222	生駒市巻分町83-48	0743-76-2828		1				
		○	9	阪奈中央病院	630-0243	生駒市樋口町741	0743-74-8660	2					
		○	10	倉病院	630-0256	生駒市本町1-7	0743-73-4888	1	2				
		○	11	はしもとクリニック	636-0904	生駒郡平群町三里384-1	0745-45-6003		1				
		●	○	12	奈良県西和医療センター	636-0802	生駒郡三郷町三笠1丁目14-16	0745-32-0505	1	4	3	中核へ	
		○	13	かないずみ胃腸科・内科	636-0803	生駒郡三郷町東徳貴ヶ丘1-8-26	0745-32-3739		1				
		○	14	美松ヶ丘クリニック	636-0805	生駒郡三郷町美松ヶ丘東1-1-4	0745-73-0707	1	1				
		○	15	奈良友誼会病院	639-0212	北葛城郡上牧町服部台5-2-1	0745-78-3588		1				
		○	16	服部記念病院	639-0214	北葛城郡上牧町上牧4244	0745-77-1333					辞退	
	○	16	池田医院	636-0021	北葛城郡王寺町畠田4-17-22	0745-72-2614		1					
東和	◎	○	1	天理よろづ相談所病院	632-8552	天理市三島町200	0743-63-5611	3	9	4			
	◎	○	2	園保中央病院	636-0302	磯城郡田原本町宮古404-1	0744-32-8800	1	3	1			
		○	3	高井病院	632-0006	天理市蔵之庄町470-8	0743-65-0372	1	2				
		○	4	高宮病院	632-0052	天理市柳本町1102	0743-67-1605		1				
		○	5	寺西医院	632-0074	天理市東井戸堂町426-6	0743-62-6655		1				
		○	6	宮城医院	632-0034	天理市丹波市町302	0743-63-1114		2			新規	
		○	7	のぞみ診療所	633-0005	桜井市忍阪39-1	0744-43-3338	1	1				
		○	8	あさくらクリニック	633-0011	桜井市黒崎646-1	0744-46-1114		1				
		●	○	9	済生会中和病院	633-0054	桜井市阿部323	0744-43-5001	2	2			中核へ
		○	10	山の辺病院	633-0081	桜井市草川60	0744-45-1199	2	3	2			
		○	11	菊川内科医院	633-0091	桜井市桜井875	0744-46-2112		1				
		○	12	宇陀市立病院	633-0298	宇陀市榛原萩原815	0745-82-0381	1	1			新規	
		○	13	城井内科医院	633-0241	宇陀市榛原下井足12-1	0745-96-9680	1	1				
		○	14	小嵐内科小児科	636-0342	磯城郡田原本町三笠17-8	0744-33-0933	1	1				
中和	◎	○	1	奈良県立医大附属病院	634-0813	橿原市四条町840	0744-22-3051	18	25	26			
	◎	○	2	大和高田市立病院	635-8501	大和高田市磯野北町1-1	0745-53-2901	2	3	3			
	◎	○	3	平成記念病院	634-0813	橿原市四条町827	0744-29-3300	3	4	4			
		○	4	木田クリニック	634-0003	橿原市常盤町344-2	0744-24-6460	1	1				
		○	5	宮本医院	634-0007	橿原市葛本町364-1	0744-25-2881		1				
		○	6	おおすみ内科医院	634-0014	橿原市石原町160-6	0744-20-1108		1				
		○	7	米田診療所	634-0835	橿原市東坊城町510	0744-23-5225	1	1				
		○	8	済生会御所病院	639-2306	御所市三笠20	0745-62-3585		3	1			
		○	9	香芝生喜病院	639-0252	香芝市穴虫3300-3	0745-71-3113		3				
		○	10	香芝旭ヶ丘病院	639-0265	香芝市上中839	0745-77-8101		1				
		○	11	旭ヶ丘クリニック	639-0266	香芝市旭ヶ丘5-36-1	0745-71-5600		1				
		○	12	いけなか内科クリニック	635-0825	北葛城郡広陵町安部236-1-3	0745-54-1113	1	1				
南和	◎	○	1	南奈良総合医療センター	638-8551	吉野郡大淀町大字福神8-1	0747-54-5000	3	7	2			
		○	2	中谷内科医院	637-0036	五條市野原西4-9-25	0747-22-3683	1	1				
		○	3	五條病院	637-0036	五條市野原西5-2-59	0747-22-1112		1				

奈良県「肝疾患に関する専門医療機関」の指定基準

肝疾患に関する専門医療機関は、次の条件を満たすものとする。

- ① 常勤の専門医※による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- ② インターフェロン等の抗ウイルス療法を適切に実施できること。
- ③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。
- ④ その他、県や国の施策・研究による調査等に協力できること（例：インターフェロン治療効果判定調査）
- ⑤ 専門医療機関として医療機関名の公表を承認できること。

※「専門医」の基準

- ① 日本肝臓学会の指導医または専門医
- ② 日本消化器病学会の指導医または専門医

肝炎抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー
治療及び核酸アナログ製剤治療)に関する調査票

医療機関名: _____
 所在地: _____
 記入者職氏名: _____
 T E L: _____
 E-mail: _____

1. 肝炎治療について

イ) 肝炎治療を実施する医師の代表者名()

ロ) 常勤の指導医・専門医の在籍について(該当する方に○をつけてください)

・在籍している ・在籍していない

→在籍している場合は、以下の表の該当欄に氏名をご記入下さい(重複可)

日本肝臓学会		日本消化器病学会	
指導医の氏名	専門医の氏名	指導医の氏名	専門医の氏名
()人	()人	()人	()人

ハ) 31年4月1日以降の常勤の指導医・専門医の在籍について(該当する方に○をつけてください)

・在籍しない見込み ・在籍する見込み

ニ) 非常勤の指導医・専門医の在籍について(該当する方に○をつけてください)

・在籍している ・在籍していない

→在籍している場合は、以下の表の該当欄に氏名をご記入下さい(重複可)

日本肝臓学会		日本消化器病学会	
指導医の氏名	専門医の氏名	指導医の氏名	専門医の氏名
()人	()人	()人	()人

ホ) 奈良県肝炎医療コーディネーターの在籍について(該当する方に○をつけてください)

・在籍している ・在籍していない

→在籍している場合は、以下の表の該当欄に氏名をご記入下さい。

※指導医・専門医とは…日本肝臓学会あるいは日本消化器病学会が認定する指導医や専門医をいう。

※奈良県肝炎医療コーディネーターとは…奈良県が実施している奈良県肝炎医療コーディネーター
養成研修会の修了者をいう。

※患者の利便性のために、専門医及び肝炎医療コーディネーターの配置状況を公表する予定です。

ヘ) 肝炎抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤
治療)の実施患者数

期間(1月～12月)	B型肝炎	C型肝炎
平成30年	(人)	(人)

2. 腹部超音波検査(エコー)及びコンピューター断層撮影(CT)の設備等について

それぞれ該当する方に○をつけ、必要事項をご記入下さい。

	設備あり	設備なし	なしの場合は検査の依頼先(医療機関名)
エコー			
C T			

※【お願い】

- 宛先(kenko@office.pref.nara.lg.jp)まで、ご返送下さい。ご返送いただく際には、貴医療機関における肝炎治療の代表医師に必ず内容をご確認いただくようお願いいたします
- 指導医・専門医の氏名記載欄が不足する場合は、適宜行を増やしていただいで結構です。